

ページ	箇所	誤	正
1.2-52	令第 129 条の 13 の 3 第 6 項	6 非常用エレベーターの、 <u>かご及び出入口</u> の寸法並びにかごの積載量は、国土交通大臣の指定する日本工業規格に定める数値以上としなければならない。	6 非常用エレベーターの <u>かご及びその</u> 出入口の寸法並びにかごの積載量は、国土交通大臣の指定する日本工業規格に定める数値以上としなければならない。
1.3-107	平成 20 年国告第 1536 号	乗用エレベーター(人荷用エレベーターを含む)、寝台用エレベーターのうち昇降行程が 7m を超えるもの、及び荷物用エレベーター、自動車用エレベーターには、地震が生じた場合に出入口の戸、 <u>常着床用出入口</u> の戸の位置に自動的に停止し、戸を開いて利用者をかごから退避させ可能な限り閉じ込め防止を図ることを目的として、地震時等管制運転装置(以下「地震時管制運転装置」という。)の設置が義務付けられている。ただし、段差解消機、いす式階段昇降機には設置が義務付けられていない。	乗用エレベーター(人荷用エレベーターを含む)、寝台用エレベーターのうち昇降行程が 7m を超えるもの、及び荷物用エレベーター、自動車用エレベーターには、地震が生じた場合に出入口の戸、 <u>非常着床用出入口</u> の戸の位置に自動的に停止し、戸を開いて利用者をかごから退避させ可能な限り閉じ込め防止を図ることを目的として、地震時等管制運転装置(以下「地震時管制運転装置」という。)の設置が義務付けられている。ただし、段差解消機、いす式階段昇降機には設置が義務付けられていない。
3.2-7	第 137 条の 2 第 1 項 第二号	二 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の 1/20 (50 m <sup>2</sup> を超える場合にあつては、50 m <sup>2</sup> を超え、1/2 を超えないこと) <input type="checkbox"/> 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。	二 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の 1/20 (50 m <sup>2</sup> を超える場合にあつては、50 m <sup>2</sup> を超え、1/2 を超えないこと) <b>増</b> 築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。
3.3-12	平成 12 年建告第 1449 号 第 1	<b>第 1</b> 建築基準法施行令(以下「令」という。)第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等(以下「煙突等」という。)の構造計算の基準は、 <u>の</u> とおりとする。	<b>第 1</b> 建築基準法施行令(以下「令」という。)第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等(以下「煙突等」という。)の構造計算の基準は、 <u>次</u> のとおりとする。

以上

ページ	箇所	誤	正
1.3-2	平成 12 年国告第 1413 号表-(H12 建告 1413.1)-2	エレベーターの安全装置 <b>四口 かが内停電灯</b> 注:下の 1.3-3 ページの「平成 12 年国告第 1413 号第 1 号解説」の改訂にともない変更する。	エレベーターの安全装置 <b>四口 停電時照明装置</b>
1.3-3	平成 12 年国告第 1413 号第 1 号解説	また、天井救出口を設けないエレベーターは、本号イ及びロに適合するほか、令第 129 条の 3 第 2 項第一号で適用を除外した条項のうち、令第 129 条の 6 のうち第四号(天井救出口)を除く各条項、令第 129 条の 7(昇降路の構造)、令第 129 条の 8 第 2 項第二号(制御器の構造)、第 129 条の 9(機械室の構造)、令第 129 条の 10 第 3 項及び第 4 項(戸開走行保護装置、地震時管制運転装置)及び令第 129 条の 3 第 2 項第一号により適用を除外された条項以外の各条項の規定に適合しなければならない。 天井救出口を設けないかごは、第二号のオープンタイプエレベーター、第三号の機械室なしエレベーター、第四号の昇降行程の短いエレベーター、第五号の定格速度の速いエレベーター及び第六号のホームエレベーターについても適用することができる。ただし、第三号、第四号及び第六号は、かごの床面積が $1.1\text{m}^2$ 以下の場合に限る。	また、天井救出口を設けないエレベーターは、本号イ及びロに適合するほか、令第 129 条の 3 第 2 項第一号で適用を除外した条項のうち、令第 129 条の 6 のうち第四号(天井救出口)を除く各条項、令第 129 条の 7(昇降路の構造)、令第 129 条の 8 第 2 項第二号(制御器の構造)、第 129 条の 9(機械室の構造)、令第 129 条の 10 第 3 項及び第 4 項(戸開走行保護装置、地震時管制運転装置、 <b>外部連絡装置、過荷重検知装置(第六号でかごの床面積が <math>1.1\text{m}^2</math> 以下の場合は除外可能)及び停電時照明装置</b> )及び令第 129 条の 3 第 2 項第一号により適用を除外された条項以外の各条項の規定に適合しなければならない。 天井救出口を設けないかごは、第二号のオープンタイプエレベーター、第三号の機械室なしエレベーター、第四号の昇降行程の短いエレベーター、第五号の定格速度の速いエレベーター及び第六号のホームエレベーターについても適用することができる。
1.3-127	平成 25 年国告第 1046 号第 3 第 2 項解説	この式において、H 及び C はそれぞれ次の数値を表すものとする。 H エスカレーターの上端と下端の間の揚程(単位 mm) C エスカレーターの端部の隙間(平 25 国告第 1046 号第 1 項第 <u>三号</u> の表備考 1 の号に規定する隙間をいう。)の合計(単位 m)	この式において、H 及び C はそれぞれ次の数値を表すものとする。 H エスカレーターの上端と下端の間の揚程(単位 mm) C エスカレーターの端部の隙間(平 25 国告第 1046 号第 1 項第 <u>三号イ</u> の表備考 1 の号に規定する隙間をいう。)の合計(単位 mm)
1.5-49	3.3.1 の(1)	脱落防止装置が設けられた部分から固定部分までの間の設計用層間 <b>変位</b> : $\gamma_k = 1/40$	脱落防止装置が設けられた部分から固定部分までの間の設計用層間 <b>変形角</b> : $\gamma_k = 1/40$
3.3-4	平成 28 年国告第 696 号第五号ハ	ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める <b>墓地中</b> に適合する構造であること。	ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める <b>基準</b> に適合する構造であること。
4.5-4	表 5-4 の 4	$A_b = A_o \cdot I_m \cdot I_c \cdot I_f$ (G)	$A_b = A_o \cdot I_c \cdot I_f$ (G)

以上